

《児童発達支援なないろ》重要事項説明書

本重要事項説明書は、児童発達支援なないろ（以下、「事業所」という）とサービス利用契約の締結を希望される方（通所給付決定保護者）に対して、社会福祉法第76条及び第77条に基づき、事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを説明し交付するものです。

1. 事業者の概要

事業者（法人）名	社会福祉法人なないろ会	代表者氏名	三須 亜由美
所在地 電話番号	住所 〒336-0034 埼玉県さいたま市南区内谷 6-7-10-4 TEL048-711-2300 FAX048-714-5112		

2. 事業所の概要

事業所名	児童発達支援なないろ	管理者氏名	三宮 信代
所在地 電話番号	住所 〒336-0042 埼玉県さいたま市南区大谷口 717 TEL048-882-1400 FAX048-882-1400		
事業種別	児童発達支援 保育所等訪問支援		
事業所番号	1156514281		
指定年月日	児童発達支援 令和5年3月1日 保育所等訪問支援 令和5年3月1日		
業種別	障害児通所支援	登録市町村	さいたま市
営業日	月曜日～金曜日（但し、事業所の定める日、祝を除く）		
営業時間	月～金：9時00分～17時00分		
実施地域	さいたま市	利用定員	10名（1日あたり）

3. 事業所の職員体制

職 種	常勤	非常勤
管理者 兼児童発達支援管理 責任者	1名	
保育士	2名	1名
看護師	2名	2名
機能訓練担当職員		3名

4. サービスの内容

事業所では、「個別支援計画」に基づき、利用されるお子様の発達とより快適な生活を送ることができるようサービスを提供します。具体的な内容は下記のとおりです。

サービス提供時間

曜日	時間	定員
月～金	9時00分～17時00分	10名

※「個別支援計画」には、利用者の意向や心身の状況を踏まえた具体的なサービス内容やサービス実施日などが記載されており、通所給付決定保護者に説明し、同意をいただきます。内容について、ご不明な点などがございましたら、いつでもお気軽に事業所職員までご質問ください。

5. サービスの利用方法

(1) ご契約について

- ①障害児通所支援の支給決定を受けた方で、事業所のサービスを希望される方はお電話等にて連絡ください。後日日時を相談の上事業所にお越しいただき、事業所のサービス提供に係わる重要事項についてご説明いたします。
- ②サービス利用が決定した場合は事業所と契約を締結し、個別支援計画を作成しサービスの提供を開始いたします。契約の有効期間は通所給付期間と同期間となります。
- ③サービスの提供にあたっては適切なサービスを提供するために、利用児童の「心身の状況」「生活環境」「生育歴」のほか、他の保健福祉医療サービスの利用状況及びご家族の状況を把握させていただく場合があります。
- ④サービスの提供にあたり必要と判断した場合、家庭訪問を実施し必要な相談・支援を行います。

(2) ご利用について

- ①ご利用いただく曜日を契約期間内にて決定いたします。
- ②ご希望される曜日において利用定員数を超える場合、待機児童としてお待ちいただく場合がございます。その場合、利用可能な曜日をご提示させていただき、ご相談の上調整させていただきます。

(3) サービスの実施について

- ①指導内容及びサービス内容について、ご要望等がございましたら事業所までご連絡ください。
- ②サービスについては個別支援計画を作成し、計画に基づいてサービスを提供いたします。
- ③利用にあたって不安や心配事項等がございましたら、ご遠慮なくお申し出ください。安心してご利用いただけるようにご説明・ご相談させていただきます。
- ④暴風警報・大雨特別警戒警報発令時には、当日のサービスを中止させていただく場合がございます。中止が決定した場合は、速やかにご連絡いたします。
- ⑤サービスの利用時間内において、利用児童の体調不良などにより時間を繰り上げてお迎えをお願いする場合がございます。予めご了承ください。
- ⑥事業所は、お子様の発達支援及びより豊かな生活を送る事ができるようなサービスの提

供に向けて最善の努力をいたします。サービス内容やご利用方法、その他ご質問やお困りのことなどがございましたら、お気軽に事業所職員までご相談ください。

(4) 指導員について

サービスの提供にあたっては、常勤・非常勤の保育士等が担当いたします。また、事業所職員について、何かお気づきの点ならびにご要望等がございましたら、ご遠慮なくご相談ください。

(5) 事業所職員の禁止行為

サービスの提供にあたり、下記に該当する行為を禁止しております。

- ① 医療行為（医療的ケア児は該当あり。医師の指示書をもとに対応いたします）
- ② 利用児童及びそのご家族からの正当な利用料金以外の金品の授受
- ③ ご契約者（利用児童）以外へのサービスの提供
- ④ 利用児童やそのご家族に対して行う宗教活動政治活動不当営利行為その他迷惑行為

6. サービス利用料金

下記の料金表のとおり、サービス利用料金から障害児通所給付費等の給付額（全額の9割＝法廷代理受領する金額）を除いた金額（全体の1割＝利用者負担額）を通所給付決定保護者にお支払いいただきます。ただし、その月の利用者負担額が受給者証に記載のある月額負担上限額を超える場合、その上限額以上の負担はありません。

《児童発達支援》

ご利用項目	利用料金	備考
A) 児童発達支援 利用料 30～90分	901 単位	1日につき
90分超～180分	928 単位	
180分超～300分	980 単位	
B) 上限管理加算	150 単位	1ヶ月につき
C) 指導員等加配加算	123 単位	1日につき
専門的支援体制加算	123 単位	
D) 欠席時対応加算	94 単位	1回につき/月4回まで
E) 家庭支援加算Ⅰ	80～100 単位	月4回まで
家庭支援加算Ⅱ	60～80 単位	月4回まで
F) 子育てサポート加算	80 単位	月4回まで
F) 事業所間連携加算	150～500 単位	月1回まで
G) 関係機関連携加算 (保育所などとの情報連携)	200 単位	月1回まで
(保育所などと支援計画に関する会議を開催)	250 単位	
(児童相談所、医療機関等との情報連携)	150 単位	
H) 個別サポート加算Ⅰ	120 単位	1日につき

Ⅰ) 個別サポート加算Ⅱ	150 単位	1 日につき
Ⅱ) 入浴支援加算	55 単位	月 8 回を限度
Ⅲ) 延長支援	61～123 単位	1 日につき

- (1) 月額負担上限額が設定されている方は、それ以上の自己負担の必要はありません。
- (2) 欠席時対応加算は、利用予定日の2営業日以内にキャンセルのご連絡があった場合に加算されます。
- (3) 複数の事業所をご利用されている方で、上限管理を申請されていない方は、その旨をお知らせください。
- (4) サービス提供に係る下記の費用は、障害児通所給付費の対象外となりますので、実費をいただきます。 制作費（工作など）：1回50円 その他イベント費：都度実費

7. 利用料及びその他費用のお支払い方法と代理受領

- (1) 利用料及びその他費用は利用月ごとに計算し、月末締めにてご請求書をお出しいたしますので、HUG システム上にてご確認ください。利用料はゆうちょ銀行より引き落としいたしますので、引落日までに必要な金額を口座に入金しておいてください。引落確認後、領収書をお出ししますので、こちらも HUG システム上にてご確認ください。
- (2) 利用児童が障害児通所給付対象サービスを受けた場合、自己負担金以外の費用を事業所が利用者に代わり「代理受領」させていただきます。代理受領完了後、代理受領した金額等の明細を HUG システム上にてご確認くださいようになっています。

8. サービス利用に関する留意事項

- (1) 通所受給者証の確認について
「住所」及び「支給量」「指定通所支援の種類」「有効期間」など「通所受給者証」の記載内容に変更があった場合はできるだけ速やかに事業所職員にお知らせください。また、事業所職員より「通所受給者証」の確認をお願いした場合には、ご提示くださいますようお願いいたします。
- (2) モニタリングについて
個別支援計画書を同計画書の支援期間に沿ってモニタリングし、計画を見直し、面談を行います。相談については、随時承ります。
- (3) 施設、設備、敷地等はその本来の用途に従ってご利用ください。
- (4) 故意に、または注意を払えば避けられたにも関わらず、施設、設備等を壊したり汚したりした場合には、自己負担により現状に復していただくか、それ相当の代価（工務店等により実費分請求）をお支払いいただく場合がございます。
- (5) 事業所の職員や他の利用者、又はその家族に対して、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。

9. 契約の終了

- (1) 利用児童及び通所給付決定保護者の方が、事業所に対し契約終了月前月の10日までに、所

定用紙に必要事項を記入のうえ提出された場合、この契約を解除することができます。

(利用児童の急な入院など、止むを得ない事由がある場合を除く)

- (2) 事業所が正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、利用児童及びその保護者に対し、社会通念上逸脱行為を行った場合、利用者及びその通所給付決定保護者の方が所定用紙に必要事項を記入のうえ提出された場合、直にこの契約を解除することができます。
- (3) 利用事項及び通所給付決定保護者の方が、利用料金の支払いを理由なく2ヶ月以上遅滞し、利用料金をお支払いいただくよう催告したにも係わらずお支払いいただけない場合、事業所はこの契約を解除させていただいたうえで、未払い分をお支払いいただきます。
- (4) 利用児童及びその保護者の方が、他の利用者及びその家族に対して、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行った場合、事業所はこの契約を直に解除させていただきます。
- (5) 事業所を閉鎖又は縮小する場合等止むを得ない理由がある場合、事業所は契約解除に係る文書を30日前までに文書で通知のうえ、サービスの提供を終了させていただく場合がございます。
- (6) 無連絡でのキャンセルが通算3回以上続いた場合、事業所は契約を解除する場合があります。
- (7) 事業所の玩具、療育教材、コピー機、コンセント、電気機器、施設の物品、設備等を壊した場合、事業者は契約を解除する場合がございます。

10. 契約の自動終了

下記の事由に該当する場合、連絡の有無に関係なく事業所はこの契約を終了いたします。

- (1) 利用児童が施設に入所した場合
- (2) 障害児通所給付費の支給決定が取り消された場合、又は、支給決定期間に伴い支給申請を行った結果、不支給となった場合(所定の期間の経過をもって終了)
- (3) 利用児童が就学した場合
- (4) 利用児童が死亡した場合

11. 事故発生時及び緊急時の対応

施設の営業時間中に、利用者の事故が発生した場合又は利用者の容態の急変等の緊急事態が発生した場合は、下記の方法にて対応いたします。

- (1) 利用者の事故が発生した場合又は利用者の容態の急変等の緊急事態が発生した場合は、事前の打ち合わせに沿ってご連絡いたします。
- (2) 急を要する場合は、事業所の判断により救急車を要請し事後報告となる場合がございます。
- (3) 必要に応じて、警察、消防、都道府県、市町村、その他関係機関への連絡をいたします。
- (4) 事故再発防止策として、所定の報告書を基に調査・検討し、防止策を作成いたします。
- (5) 事故事例は、事業者が運営する事業所内にて共有し、事故の再発防止に努めます。

12. 損害賠償

事業者の責任によりご契約者に生じた損害については、事業者はその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様といたします。ただし、その損害の発生について、ご契約書に故意または過失が認められる場合には、ご契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる場合に

限り、事業者の損害賠償を減じる場合がございます。

13. 事業所の協力医療機関

◆はなクリニック（小児科）（整形外科） 住所：埼玉県さいたま市南区大谷口5656-2 電話番号：048-711-3232	◆なのはな歯科 武内高士院長 住所：さいたま市南区南浦和 2-40-12 電話：048-884-0464
--	--

14. 非常災害時の対策

非常時には別途に定める消防計画により対応いたします。

○地震・風水害時の避難場所：いちご南保育園・子育て支援センター

住所：さいたま市南区大谷口717

電話番号：048-882-1234・090-6481-1331

○火災時の避難場所：谷田公民館・大谷口小学校

住所：さいたま市南区大谷口 1089-1・さいたま市南区広ヶ谷戸24

電話番号：048-882-9272・084-887-2731

15. 損害賠償保険への加入

万一の事故等に備えて、下記の保険に加入しております。

損害賠償保険

引き受け保険会社	東京海上日動パートナーズ EAST
保障の概要 (支払限度額)	基本契約 対人1名2億 1事故5億 対物1万円

16. 身体的拘束廃止の取り組みについて

子どもを押さえつけて行動を制限することや、自分の意思で開けることが出来ない居室などに隔離することは身体拘束に当たり、利用者又はその他の利用者等の生命、又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き禁止されています。

やむを得ず身体拘束を行う場合は、切迫性、非代替性、一時性の3つの要件全てを満たすことが必要になるので、予め身体拘束について説明を行い、身体拘束マニュアルに沿って対応いたします。

身体拘束を行った場合には、その際の状況、緊急やむを得ない理由などを必ず記録します。

17. 虐待の防止について

事業所は、虐待を防止するために、以下の対策を講じます。

(1) 虐待防止責任者を選任しています。

【虐待防止責任者】 職：管理者 氏名： 三宮 信代

(2) 研修等を通じて、事業所職員の人権意識の向上や知識、技術の向上に努めます。

(3) 事業所職員が支援にあたっての悩みや苦勞を相談できる体制を整えるほか、利用者等の権利擁護に取り組める環境の整備に努めます。

(4) 事業所職員又は保護者（家族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通告いたします。

18. 個人情報の保護について

事業所は、利用者等の個人情報の適切な取り扱いに関し個人情報保護方針を定め、個人情報に関連する法令その他関係法令及び厚生労働省のガイドラインを遵守し、確実な履行に努めます。

(1) 個人情報の収集について

利用者及びその家族に関する個人情報を収集する場合、療育・相談・その他必要と認められる場合、その範囲内で行います。また、その他必要と認められる場合に個人情報を利用する場合には、「利用目的」を予め文書等による同意を得たうえで利用いたします。

(2) 個人情報の利用及び提供について

個人情報の利用については、以下場合を除き本来の利用目的の範囲を超えて利用致しません。

- ①利用者又は給付決定保護者の承諾を得た場合
- ②個人を識別できない状態に個人情報を編集・加工して利用する場合
- ③法令等により提供を要求された場合

(3) 個人情報の適正管理について

利用者等の個人情報を正確かつ最新の状態に保ち、漏洩・紛失・改ざん又は利用者等の個人情報への不正アクセスを防止することに努めます。

(4) 個人情報の開示・訂正等について

利用者等の個人情報について、利用者又は給付決定保護者から開示を求められた場合には、遅滞なく個人記録及び療育情報提供申出書等にて内容を確認のうえ対応いたします。また、内容の訂正・削除を求められた場合も、遅滞なく精査し対応いたします。

19. 情報開示及び記録の保管

事業所では、サービス提供ごとに実施日時及び実施したサービス内容などを記録し、保護者にその内容をご確認後、押印していただきます。

また、関係法令に基づいて利用者の記録や情報を適切に管理し、給付決定保護者の求めに応じてその内容を開示します。(開示に際して必要なコピー料などの諸経費は申出者の負担となります)

なお、法に定めるサービス提供に関する記録は5年間保管し、保管期間が終了した書類については適切な対応により破棄いたします。

20. その他

事業所に対する質問・要望等については事業所として適切に対応いたします。

21. お願い

児童発達支援なないろの利用に際し保護者様へお願いしたいこと【カスタマーハラスメントの防止】

当事業所の利用に際し、保護者様へお願いしたいこと、ご理解して頂きたいことがあります。

私たちは、施設、子ども、保護者、地域の方との信頼関係を築くために、また療育の質を高めるため、カスタマーハラスメントの防止に努めます。

外部講師による職員研修、ハラスメント事案・対応・その経過を共有、ノウハウの蓄積、専門機関（第三者委員等）相談体制構築等を行います。

以下のような内容をカスタマハラスメントとして想定しております。実際に発生した場合、また十分な療育の提供が困難と判断した場合には、外部機関（行政及び警察等）相談することがありますので、ご理解の程、よろしくお願いいたします。

1 身体的な攻撃

- ・教職員に向かって物を投げたり、突き飛ばしたり、たたく等があった場合。

2 精神的な攻撃

- ・人格を否定するような言動
- ・侮辱的な言動
- ・長時間にわたり必要以上に何度も同じ内容で激しく叱責する
- ・事実ではない事柄や事実かどうか不明な内容を口コミやSNSなどで拡散する
- ・自身の価値観での強要

3 過大な要求

- ・当事業所が提供できない療育、教育の提供を強いる

4 個の侵害

- ・当事業所職員のプライベート情報（住所、学歴、家族構成など）を聞き出そうとする

5 運営外での療育の強要

・療育時間外にも関わらず、事業所に連絡を入れない場合、また自己都合にも関わらず、時間外療育を強要、また、療育時間外での療育を繰り返し強要をする場合。